

防地協第 2 3 4 3 号
令和元年 6 月 1 3 日
一部改正 防地協第 1 1 7 7 6 号
令和 2 年 7 月 1 6 日
一部改正 防地協第 1 9 9 0 6 号
令和 2 年 1 2 月 1 5 日
一部改正 防地協第 1 1 9 3 2 号
令和 3 年 7 月 1 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適正な運用について（通知）

標記について、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 2 8 年法律第 9 号。以下「法」という。）の適正な運用のため、下記のとおり通知するので、遺漏のないよう措置されたい。

記

1 対象防衛関係施設の管理者の同意に係る連絡調整等

- （1）法第 1 0 条第 2 項第 1 号の規定により対象防衛関係施設（法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係る対象施設周辺地域（法第 2 条第 2 項に規定する対象施設周辺地域をいう。以下同じ。）の上空において小型無人機等の飛行（法第 2 条第 5 項に規定する小型無人機等の飛行をいう。以下同じ。）を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、対象防衛関係

施設の管理者の同意を得ようとする場合には、原則として、当該施設の管理者に直接連絡することとなる。

他方、対象防衛関係施設のうち、在日米軍施設・区域（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。以下同じ。）については、申請者が地方防衛局を経由して対象防衛関係施設の管理者である在日米軍（以下単に「在日米軍」という。）から同意を得ることを希望している場合等には、地方防衛局は、在日米軍から同意の可否の回答を速やかに得られるよう、同意の可否の判断に必要な情報の在日米軍への伝達、在日米軍に対する同意の可否の判断に係る進捗状況の確認、在日米軍から得られた同意の可否の回答の申請者への伝達その他所要の連絡調整を行うこととする。

- （2）地方防衛局は、在日米軍の同意を得られなかった申請者から、在日米軍に対して適切に同意するよう要請してもらいたい旨の申入れを受けた場合等には、小型無人機等の飛行を行おうとした日時、場所、目的等に関する情報を可能な範囲で確認して、地方協力局在日米軍協力課に当該情報を速やかに報告することとする。その上で、地方防衛局又は地方協力局在日米軍協力課が当該情報の具体的な内容や在日米軍の対応状況に照らして必要があると認める場合には、地方防衛局は、在日米軍に対して、法律の趣旨を踏まえて適切に対応すること等を適時に要請することとする。なお、地方協力局在日米軍協力課においても、必要に応じ、在日米軍司令部に対して、地方防衛局と同様の要請を適時に行うこととする。

2 小型無人機等の飛行に関する問い合わせへの対応

在日米軍施設・区域について、申請者、報道機関、地方公共団体等から小型無人機等の飛行に関する問い合わせを受けた場合には、地方防衛局において、当該問い合わせの内容に応じ、可能な範囲で丁寧に対応することとする。ただし、地方防衛局において直ちに回答することが困難な場合等には、地方協力局在日米軍協力課に回答内容を照会した上で相手方に回答することとする。

他方、自衛隊施設について、申請者、報道機関、地方公共団体等から小型無人機等の飛行に関する問い合わせを受けた場合には、各対象防衛関係施設において対応するところ、地方防衛局は、必要に応じて、各対象防衛関係施設と緊密に連携することとする。

3 対象防衛関係施設に係る周知

(1) 法第9条の規定において、国は、対象防衛関係施設の指定敷地等（法第6条第1項の規定により指定された敷地及び区域をいう。以下同じ。）及び対象施設周辺地域を国民に周知するため、対象防衛関係施設、対象防衛関係施設の指定敷地等及び対象施設周辺地域に関する地図を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表することとされている。このため、地方防衛局は、対象防衛関係施設に係る当該地図を地方防衛局ホームページに掲載し、国民に周知することとする。なお、在日米軍施設・区域に係る当該地図については、地方協力局在日米軍協力課が、地方防衛局及び在日米軍司令部と調整した上で作成することとし、自衛隊施設に係る当該地図については、防衛政策局運用政策課が各幕僚監部と調整した上で作成することとする。

(2) 前号のほか、地方防衛局は、法による規制の具体的な内容や対象防衛関係施設の管理者の同意に係る手続について国民への周知を徹底するため、地方防衛局ホームページへの各種情報の掲載及び関係する地方公共団体への通知を行うとともに、当該地方公共団体を通じた漁業協同組合、農業協同組合及び商工会議所等への周知依頼等その他必要な措置を講じることとする。

また、地方公共団体への通知等に際して、在日米軍施設・区域については地方協力局在日米軍協力課と、自衛隊施設については各対象防衛関係施設又は防衛政策局運用政策課とそれぞれ緊密に連携の上、地域の実情等に応じて電話及び電子メール等による対応を含む適切な方法により実施するものとする。

なお、地方防衛局が防衛政策局運用政策課と調整を行う場合は、地方協力局在日米軍協力課を通じて行うものとする。

4 協議

この通知により難しい場合には、地方防衛局は、地方協力局在日米軍協力課と協議するものとする。

写送付先：防衛政策局長

配付区分：地方協力局地域社会協力総括課長、地方協力局東日本協力課長、地方協力局西日本協力課長、地方協力局沖縄協力課長、地方協力局環境政策課長